

現業職員の給与等の見直しに向けた取組方針

1 目的

沖縄県では、現業職員（運転士、電話交換士、印刷技士、調理士(員)、守衛、用務員、農業技術補佐員、土木整備員及び介助員の職にある職員）の給与制度の見直しを行うこととしました。

この見直しは、地域における現業職員の給与の適正化を図るとともに、現業職員の士気を確保しつつ、職務・職責や勤務実績に応じた適切な給与を確保し、県民の理解と支持が得られる給与制度を構築することを目的として行うものです。

2 現状

(1) 職種別平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成22年4月1日現在）

沖縄県の現業職員の職種別平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額は表2-1のとおりです。

同表には参考として民間の職種の給与データも掲載しています。ただし、民間データには、日々又は1ヶ月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち、4月及び5月に、それぞれ18日以上雇われた者も含まれているなど、業務内容や雇用形態等が異なるものであることから、単純に比較できるものではないことに留意する必要があります。

表2-1

区 分	公務員					民間				参考 A / B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国ベース)	対応する民間の類似職種	サンプル数	平均年齢	平均給与月額(B)	
	歳	人	円	円	円		人	歳	円	
沖縄県	49.6	350	327,750	374,205	358,696	—	—	—	—	—
用務員	52.6	115	337,047	367,219	360,710	用務員	(賃) 16,253 (民) —	(賃) 54.0 (民) —	(賃) 212,400 (民) —	(賃) 1.73 (民) —
運転士	47.8	71	320,986	373,740	355,114	自家用乗用自動車運転者	(賃) 73 (民) 4	(賃) 46.8 (民) 51.8	(賃) 235,400 (民) 293,813	(賃) 1.59 (民) 1.21
農業技術補佐員	45.2	72	315,131	393,090	363,372	—	—	—	—	—
介助員	52.4	32	346,335	376,703	370,033	—	—	—	—	—
調理員・調理士	50.9	29	325,089	361,679	347,875	調理士	(賃) 2,980	(賃) 43.4	(賃) 202,100	(賃) 1.79
電話交換士	50.1	16	328,828	360,598	341,511	電話交換手	(民) —	(民) —	(民) —	(民) —
土木整備員	44.8	8	301,525	366,561	357,486	—	—	—	—	—
印刷技士	49.0	4	336,998	369,037	356,498	—	—	—	—	—
守衛	48.0	3	313,569	394,038	335,569	守衛	(賃) 60 (民) —	(賃) 62.0 (民) —	(賃) 166,800 (民) —	(賃) 2.36 (民) —

表2-2(その1)

区 分	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C / D
	円	円	
沖縄県	5,947,850	—	—
用務員	5,906,331	(賃) 3,018,701	1.96
運転士	5,899,183	(賃) 3,211,200	1.84
農業技術補佐員	6,106,945	—	—
介助員	6,088,610	—	—

表2-2(その2)

区 分	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C / D
調理員・調理士	5,797,389	(賃) 2,616,033	2.22
電話交換士	5,799,956	—	—
土木整備員	5,760,625	—	—
印刷技士	5,948,189	—	—
守衛	6,113,484	(賃) 2,223,450	2.75

備考

- 公務員データは平成22年4月分の数値(地方公務員給与実態調査)、民間(賃)データは平成19年、20年、21年の各6月分の3ヶ年平均の数値(賃金構造基本統計調査)、民間(民)データは平成22年4月分の数値(平成22年職種別民間給与実態調査)である。
- 公務員の「平均給与月額」には、給料、給料の調整額が含まれる。
- 公務員の「平均給与月額」には、給料、給料の調整額及び諸手当(扶養手当、地域手当、通勤手当、単身赴任手当、住居手当、特勤手当(これに準ずる手当を含む。))、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び特殊勤務手当)が含まれる。
- 公務員の「平均給与月額(国ベース)」には、給料、給料の調整額及び諸手当(扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当、特勤手当)が含まれる。
- 民間(賃)データの用務員及び福祉施設介護員については、全国計のデータを記載している。
- 民間の「平均給与月額」には、基本給、職務手当、精進手当、通勤手当、家族手当などのほか、超過労働給与額も含まれる。
- 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた計算値である。

(2) 職種別年齢別の平均給与月額の状況(平成22年4月1日現在)

表2-3(その1)

区 分	職員数	平均給与月額	
用務員	～29歳	0	—
	30～34歳	0	—
	35～39歳	4	286,818
	40～44歳	7	339,849
	45～49歳	27	352,215
	50～54歳	22	355,062
	55歳～	55	388,777
運転士	～29歳	0	—
	30～34歳	*	*
	35～39歳	7	319,200
	40～44歳	13	374,850
	45～49歳	25	380,123
	50～54歳	13	390,619
	55歳～	12	382,455
農業技術補佐員	～29歳	0	—
	30～34歳	*	*
	35～39歳	10	346,463
	40～44歳	16	409,968
	45～49歳	27	398,870
	50～54歳	13	415,214
介助員	55歳～	4	392,303
	～29歳	0	—
	30～34歳	0	—

表2-3(その2)

区 分	職員数	平均給与月額	
電話交換士	～29歳	0	—
	30～34歳	0	—
	35～39歳	*	*
	40～44歳	*	*
	45～49歳	4	318,218
	50～54歳	4	379,613
	55歳～	5	412,007
調理員	～29歳	0	—
	30～34歳	0	—
	35～39歳	*	*
	40～44歳	0	—
	45～49歳	4	314,336
	50～54歳	*	*
	55歳～	9	378,794
調理士	～29歳	0	—
	30～34歳	0	—
	35～39歳	0	—
	40～44歳	*	*
	45～49歳	5	363,032
	50～54歳	3	379,327
土木	55歳～	4	374,962
	～29歳	0	—
	30～34歳	0	—

員	35～39歳	*	*
	40～44歳	5	311,037
	45～49歳	*	*
	50～54歳	8	375,503
	55歳～	15	410,652
守衛	～29歳	0	—
	30～34歳	0	—
	35～39歳	0	—
	40～44歳	*	*
	45～49歳	0	—
	50～54歳	*	*
	55歳～	0	—

整備員	35～39歳	*	*
	40～44歳	*	*
	45～49歳	4	399,235
	50～54歳	*	*
	55歳～	0	—
印刷技士	～29歳	0	—
	30～34歳	0	—
	35～39歳	*	*
	40～44歳	0	—
	45～49歳	0	—
	50～54歳	*	*
	55歳～	*	*

備考

- 1 「平均給与月額」には、給料、給料の調整額及び諸手当（扶養手当、地域手当、通勤手当、単身赴任手当、住居手当、特勤手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び特殊勤務手当）が含まれる。
- 2 個人情報保護の観点から、対象となる職員が1人又は2人の場合は職員数、平均給与月額の欄をアスタリスク（*）としている。

(3) 現業職員の給与の概要

ア 現業職員の給与の決定の仕組み

現業職員は地方公務員ではありますが、民間の類似の職種の勤労者と職務内容が実質的に共通する部分が多いので、法律上地方公務員としては欠くことのできない規制は別として、できる限り民間の勤労者と同じような取扱いをすることとされています。

したがって、現業職員は民間の勤労者と同じように、賃金について団体交渉を行い、労働協約を締結することができます。

また、給与の種類と基準のみが議会議決事項、すなわち条例で定めることとされ、給料表や手当の額は知事の規則などによって定められることになります。しかも、規則制定事項よりも団体協約が優先するので、一般の職員のように給与条例主義によって給与が決定されるのではなく、労使間の当事者主義によるところが大きいと言われています。

イ 現業職員に支給される給与

現業職員の給与は給料と手当で構成されていますが、それは職務の内容と責任に応ずるものであり、かつ、職員が発揮した能率が十分に考慮されるものでなければならないとされています。また、それは、生計費、同一または類似の職種の国及び地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与などを考慮して定めなければならないとされています。

本県の現業職給料表は、国の同一または類似の職種に適用される行政職俸給表(二)に準じて作成されています。また、現業職員に支給される手当として、扶養手当、地域手当、通勤手当、単身赴任手当、住居手当、特勤手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、特殊勤務手当及び退職手当があります。

（別紙1）現業職員給料表

ウ 現業職員の給与水準

総合的な給与水準を比較する指標としてラスパイレス指数があります。ラスパイレス指数は、国家公務員の給与を100とした場合の地方公務員の給与水準を指数で示すものです。平成22年4月1日時点の本県の現業職員のラスパイレス指数は、114.3となっています。

3 見直しに向けた基本的な考え方

地方公務員の給与は、地方公務員法第24条においてその根本基準が規定されていますが、現業職員の給与については、同条は適用されず、地方公務員法第57条及び地方公営企業等の労働関係に関する法律附則第5項の規定に基づき、地方公営企業法第38条の規定が準用されることとなります。

本県の現業職員の給与についても、地方公営企業法第38条第3項の規定に基づき、同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員の給与、民間事業の従事者の給与との均衡を考慮して定める必要があります。

そこで、現業職員の給与制度については、国における同種の職員の給与を参考とし、民間の同種の職種に従事する者との均衡にも留意しながら、適切な制度となるよう見直しを行いたいと考えています。

○地方公務員法

(特例)

第57条 職員のうち、公立学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する公立学校をいう。)の教職員(同法に規定する校長、教員及び事務職員をいう。)、単純な労務に雇用される者その他その職務と責任の特殊性に基いてこの法律に対する特例を必要とするものについては、別に法律で定める。但し、その特例は、第一条の精神に反するものであつてはならない。

○地方公営企業等の労働関係に関する法律

附 則

5 地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員であつて、第3条第4号の職員以外のものに係る労働関係その他身分取扱いについては、その労働関係その他身分取扱いに関し特別の法律が制定施行されるまでの間は、この法律(第17条を除く。)及び地方公営企業法第37条から第39条までの規定を準用する。この場合において、同法第39条第1項中「第49条まで、第52条から第56条まで」とあるのは「第49条まで」と、同条第3項中「地方公営企業の管理者」とあるのは「任命権者(委任を受けて任命権を行う者を除く。)」と読み替えるものとする。

○地方公営企業法

(給与)

第38条 企業職員の給与は、給料及び手当とする。

2 企業職員の給与は、その職務に必要とされる技能、職務遂行の困難度等職務の内容と責任に応ずるものであり、かつ、職員の発揮した能率が十分に考慮されるものでなければならない。

3 企業職員の給与は、生計費、同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与、当該地方公営企業の経営の状況その他の事情を考慮して定めなければならない。

4 企業職員の給与の種類及び基準は、条例で定める。

4 具体的な取組内容

現業職員の給与制度の見直しについては、次のとおり取り組むこととします。

(1) 給料表の見直し

本県の現業職給料表は、国の同種の職員に適用されている行政職俸給表(二)に準じて作成されていますが、5級の70号給(368,100円)から85号給(376,700円)までの給料月額は、国の行政職俸給表(二)には規定されていません。いわゆる号給の継ぎ足しと言われるものでありますが、この号給の継ぎ足し部分については、国の同種の職員との均衡を図る観点から廃止する必要があると考えています。

(2) 昇格制度の見直し

現業職給料表には、1級から5級までの職務の級がありますが、職員の職務の級を上位の職務の級に変更することを「昇格」と言います。昇格するための要件のひとつに「必要経験年数」と

いうものがありますが、本県の場合、この必要経験年数が国の基準よりも短くなっていますので、必要経験年数についても国と同様の基準となるように見直す必要があると考えています。

(3) 昇給制度の見直し

現業職給料表は前述した職務の級と号給によって構成されていますが、同じ職務の級内において現に受けている号給より1号給以上上位に変更することを「昇給」といいます。昇給制度は国との均衡も図られており特に問題はありませんが、より勤務実績を反映した仕組みとなるよう人事評価制度と連動した昇給制度の運用を確立する必要があると考えています。

(4) 特殊勤務手当の見直し

ア 税務手当の見直し

県税事務所等に勤務する運転士に支給されている手当(月額4,000円)を廃止しました。

イ 道路上作業手当の見直し

土木事務所等に勤務する土木整備員等に支給されている手当(日額300円)の支給要件を厳格にし、支給対象となる作業の範囲を現在よりも縮小しました。

(5) 実施時期

前述したように、現業職員の給与制度は沖縄県と沖縄県現業職員労働組合との団体交渉において決定されることとなります。したがって、見直しの具体的な内容・実施時期については団体交渉の中で決定されることとなります。

なお、特殊勤務手当の見直しについては、沖縄県と沖縄県現業職員労働組合との団体交渉において労使双方が合意し、平成20年4月1日から実施しました。

5 その他（現業業務の見直し方針）

本県は、平成17年3月28日に「現業業務の見直し方針」を策定し、これまで現業職員が行っていた現業業務の具体的な見直し内容又は方向性を定めるとともに、現業業務の見直しに伴う現業職員の処遇等についての県の考え方をまとめましたが、その概要は次のとおりです。

(1) 基本的な考え方

現業業務は、この方針に基づき、委託化し、嘱託員化し又は非現業職員が処理する業務となるため、今後、原則として、現業職員をもって充てる「職」は残さないこととする。

(2) 見直しの基本方針

ア 行政処分等公権力の行使を伴わない定期的又は定型的な作業業務等で、公務員の身分を有しない者であっても処理することができ、又は業務執行に当たって職員の指揮監督を受けることなく処理することができる業務については、民間事業者に委託を行う。

イ 行政事務の執行を補助する業務でその処理に当たって一定の技能・専門知識を必要とするもののうち、職員の指揮監督の下に実施される必要がある業務又は不定期的若しくは非定型的な業務で費用対効果等効率性の観点から委託に馴染まない業務については、非常勤の嘱託員等が処理し、又は非現業職員が処理する。

(3) 例外的又は経過的な措置

現業業務の見直しを実施することに伴い、現業職員については職種変更を行うこととし、職種変更を希望しない者又は能力の実証が得られない者については、例外的又は経過的な措置として、業務量を把握勘案した上で、現業職員として配置することとする。

(4) 職種変更

ア 現業職に任用されている現業職員については、当該職員の希望の有無等を調査し、能力評価、研修等を実施した上で、能力の実証があった者については、非現業職員への職種変更を実施する。この場合において、職種変更を希望しない者又は能力の実証が得られない者については、例外的又は経過的な措置として、現業職員をもって充てる職を当分の間存続させ、業務量を把握・勘案して、当該職に現業職員として配置することとする。

イ また、見直しを行う現業業務を含め当該現業職員が所属する機関の事務に関し、指定管理者制度の適用を検討する必要がある場合についても、現業職員をもって充てる職を当分の間存続させることができるものとする。

(5) 退職不補充措置の実施

今後、現業職員が退職した場合、当該退職があった職について「退職不補充」とし、当該職に任用されていた現業職員が処理していた業務については、非現業職員が処理し、委託化し又は嘱託員化する等の措置を検討して実施する。

なお、上記の見直し方針は、知事の事務部局に属する現業職員が行っている現業業務についての見直し方針です。教育委員会に属する現業職員が行っている現業業務については、知事の事務部局の見直し方針と同様の内容で実施することになっています。また、公安委員会に属する現業職員が行っている現業業務についての見直し方針は、別途作成する予定です。

参考までに、職種毎の見直しの方向性は、次の表のとおりです。

表5-1 職種ごとの業務の見直しの方向性

職 種	見直しの方向性
調理員・調理士	知事部 民間委託 教育委員会 賃金職員、嘱託員
守衛	知事部 嘱託員
用務員	知事部 賃金職員、民間委託、非現業職員対応 教育委員会 賃金職員、嘱託員 公安委員会 民間委託
運転士	知事部 嘱託員、民間委託、非現業職員対応 教育委員会 賃金職員、嘱託員 公安委員会 非現業職員対応
電話交換士	公安委員会 一部直営
印刷技士	知事部 嘱託員 公安委員会 一部直営
介助員	教育委員会 賃金職員、嘱託員
土木整備員	知事部 民間委託
農業技術補佐員	知事部 賃金職員、嘱託員、民間委託 教育委員会 賃金職員、嘱託員

注 公安委員会の電話交換士及び印刷技士の見直しの方向性は別途策定する方針の中で改めて検討することになっています。